



3月、4月は異動のシーズンです

転入・転出届や各種証明書の申請をするときは

3月、4月は異動に伴う転入・転出届や各種証明書の申請で、住民課窓口が混雑しますので、あらかじめ必要事項を確認しておいてください。  
なお、窓口に来られた方の本人確認をしていますのでご協力をお願いします。

詳細 住民課 ①③④=☎32-6297  
②⑤=☎32-6294

1 引っ越しのときは  
(外国人住民含む)

**市外の場合** 転出届をします。転出証明書を交付しますので、引っ越してから14日以内に転入先で転入届をしてください。転出証明書がなければ新しい住所に住民登録できません  
**市内の場合** 転居届をします。引っ越しの日から14日以内に届け出をしてください  
※届け出の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合でも届け出できますが、口頭で本人確認を行います。また、届け出があったことを郵送により通知します。いずれも代理で届け出る場合は代理人の印鑑と本人からの委任状が必要です



2 証明書を申請するときは

**住民票の写し** ●個人と世帯全員の2種類あります ●世帯主・続柄・本籍の表示があるものと、一部省略するものがあります。使い道により異なりますのでご確認ください。例えば、運転免許証などの手続きでは本籍の表示が必要です  
**戸籍謄本・抄本** ●謄本(全部事項証明)と抄本(個人事項証明)があります ●本籍のある市区町村に直接申請します。どこに本籍があり、誰が筆頭者かを確かめておいてください。郵送でも申請することができます  
**印鑑登録証明書** 印鑑登録証(カード)を持参してください。カードを提示すれば代理人でも交付できます  
**届け出・申請** ①②は住民課、勇払のぞみ出張所 ※②の住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明の発行は、豊川・住吉・沼ノ端(各コミセン内)

・駅前証明取扱所でも行います。申請の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合は口頭で本人確認を行います

3 住基カードをつくるときは

写真付きと写真なしの2種類があり、写真付きの住基カードは身分証明書として活用できます(一部を除く)  
**申請時に必要なもの** ●本人確認書類(運転免許証、パスポートなど官公署発行の本人の顔写真が貼つてあるもの。顔写真のない健康保険証、年金証書などは複数必要な場合あり) ●写真付きカードを希望する場合は写真(3.5cm×4.5cm、6カ月以内に撮影され、正面無帽、無背景のもの)  
※書類がない、不足している方、代理人で申請された方には照会書を郵送して本人確認するため、お渡しまで日数がかかります。住基カード交付時に4

平日の日中に来られない方へ

●本人または同一世帯の方の住民票の写し、印鑑登録証明書の申請は電話でも受け付けます。16時30分までに申し込むと、17時15分から21時まで庁舎東側の夜間休日受付窓口で受け取りができます。休日に交付を希望する場合は、直前の開庁日の16時30分までに電話で申し込み、休日の8時45分から21時までに受け取ってください(受け取りには本人確認書類が必要です)  
なお、印鑑登録証明書は申し込み時に登録番号を確認します。受け取りの際は印鑑登録証(カード)を持参してください  
●駅前・住吉・豊川・沼ノ端の各証明取扱所では、土日曜業務を行っています(一部発行のできない証明もあります)ご注意ください

4 公的個人認証サービス(電子証明書)の発行

電子証明書は、e-Tax(国税電子申告)などインターネットでの電子申請・届け出サービスに利用できます。  
証明書の情報は、住基カードに格納(記録)されます  
**発行手順** ①希望者は申請書、住基カード、本人確認ができる写真付きの公的証明書(運転免許証など)を提出  
②本人確認後、申請者自身が窓口設置している鍵ペア生成装置で暗証番号を入力し住基カードに記録 ③住基カ

桁の暗証番号を登録していただきます  
**有効期限** 10年間  
**手数料** 500円(70歳以上の方、有効期限満了に伴う更新は無料)  
**申請・交付場所** 住民課